

重 要

事 務 連 絡
令和2年5月15日

横浜市内 介護保険施設・事業所
運営法人代表者 様
管理者 様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

通所系サービスの利用者・職員にコロナウイルス感染症の 疑い事例が発生した以降の対応について（令和2年5月15日更新版）

新型コロナウイルス感染症については、高齢者・福祉施設内感染等でのクラスター感染の事例や死亡例も発生しており、通所系サービス事業所において、集団感染防止及び重症化防止のためにより一層の感染対策を行う必要があります。

このため、本市では、利用者及び職員において症状が発症した場合のサービス提供に係る通所系サービス事業所の対応について、別紙のとおりフェーズごとの具体例をお示しします。各事業所におかれましては、集団感染防止及び重症化防止に向けた感染対策に万全を期すようお願いいたします。

また、あわせて、介護保険最新情報 Vol. 808「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」を再度ご確認ください、あらかじめ必要な対応を想定し準備を行っていただくとともに、感染が確認された場合は、保健所の指示に従い、速やかに感染拡大の防止のため行動してください。

・「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(介護保険最新情報 Vol. 808)
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku/detail-list?bun=020060090>

・「リーフレット「新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所のサービス継続支援」について」
(介護保険最新情報 Vol. 825)
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.html#mhlw>

・「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>
※こちらのマニュアルは居住サービス事業所においてもご活用いただけます。

・「新型コロナウイルス対応状況チェックリスト（改訂版）」(横浜市)
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.html>

担当：横浜市健康福祉局介護事業指導課
TEL:045-671-3413（居宅サービス）
TEL:045-671-3466（地域密着型サービス）

		<PH1> 発熱等の症状 がみられる場合	<PH2> 「主治医」・「帰国者・接触者相談センター」等への 相談の目安に該当	<PH3> PCR検査実施中	<PH4> PCR陽性 (保健所による行動調査※終了前)	<PH5> PCR陽性 (保健所による行動調査※終了後)
		◆以降、保健所の指示に従うこと				
利用者の発症	当該利用者への対応	・通所サービスを停止	・通所サービスを停止 ※必要に応じて訪問サービスへ切替 ※訪問サービスへの切替 居宅介護支援事業所と相談のうえ、「訪問時間を可能な限り短くする」「担当職員を固定する」「手袋やマスク等の衛生用品の着用」等、感染機会を減らすための工夫を行うこと ◆以下のいずれかに該当する場合は、主治医や帰国者・接触者相談センター等へ連絡 ○息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ○重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方	・通所サービスを停止 ※必要に応じて訪問サービスへ切替	・原則入院 ※保健所による行動調査 事業所関係者がPCR検査で陽性になった場合、利用者、職員等どの範囲が「濃厚接触者」となるか、保健所が事業所訪問するなどにより行う調査	・原則入院
	他利用者への対応			・当該利用者以外のサービスは規模の縮小を検討 ・「陽性」判定が出た場合に備える（<PH4>の準備）	・原則、通所サービスを停止（接触状況による） ※但し、利用者によっては、入浴サービスのみの提供、食事の宅配、電話等による安否確認等のサービス提供方法を実施 ※必要に応じて訪問サービスへ切替	・原則、通所サービスを停止（接触状況による）（対象者、期間は保健所の助言に基づく事業所判断による） ※但し、利用者によっては、入浴サービスのみの提供、食事の宅配、電話等による安否確認等のサービス提供方法を実施 ※必要に応じて訪問サービスへ切替
	職員等への対応				・当該利用者とは接触している職員の出勤停止	・濃厚接触者の職員の出勤停止
職員の発症	当該職員への対応	・出勤停止	・出勤停止 ◆以下のいずれかに該当する場合は、主治医や帰国者・接触者相談センター等へ連絡 ○息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ○重症化しやすい方（※）や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 ○上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合	・出勤停止	・出勤停止	・出勤停止
	他職員への対応			・当該職員に「陽性」判定が出た場合に備える（<PH4>の準備）	・当該職員とは接触している職員の出勤停止	・濃厚接触者の職員の出勤停止
	利用者等への対応			・当該職員に「陽性」判定が出た場合に備える（<PH4>の準備）	・原則、通所サービスを停止（接触状況による） ※但し、利用者によっては、入浴サービスのみの提供、食事の宅配、電話等による安否確認等のサービス提供方法も検討 ※必要に応じて訪問サービスへ切替	・原則、通所サービスを停止（接触状況による） ※但し、利用者によっては、入浴サービスのみの提供、食事の宅配、電話等による安否確認等のサービス提供方法を実施 ※必要に応じて訪問サービスへ切替

上記にかかわらず感染拡大の防止のため、以下の特例の活用が可能（詳細は介護保険最新情報 No. 825 リーフレット「新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所のサービス継続支援について」を参照）

- ①ご自宅への訪問によるサービス提供（利用者宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合等に報酬算定が可能。）
- ②電話による安否確認等（電話による安否確認等を行った場合も、報酬算定が可能（報酬区分は①と同じ））
- ③サービス提供時間の短縮（提供時間を短縮し、最低限必要なサービスを行った結果、提供時間が最も短い報酬区分で定められた時間を下回った場合でも、最短時間の報酬区分を算定可能）
- ④サービス提供場所の変更（他の事業所や公民館等の場所を使用して、指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合も、サービス提供時間等に応じ、報酬算定が可能）

利用者の状況に応じた対応について（通所系・短期入所）

【介護保険最新情報Vol.808（抜粋）】

1. 感染防止に向けた取組

<p>(1)施設等における取組</p>	<p>（感染症対策の再徹底）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 ○ 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に入退した者の記録等を準備 <p>（施設への立ち入り）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委託業者等による物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断る ○ 業者等の施設内に入退した者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録
<p>(2)職員の取組</p>	<p>（感染症対策の再徹底）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底 ○ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 ○ 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応 ○ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底
<p>(3)ケア等の実施時の取組</p>	<p>（基本的な事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要があり、可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保等の利用者同士の距離への配慮、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底 <p>（送迎時等の対応等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る ○ 送迎時には、窓を開ける等換気に留意。送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）を消毒 ○ 発熱により利用を断った利用者については、居宅介護支援事業所に情報提供。同事業所は必要に応じ、訪問介護等の提供を検討 ○ 市区町村や社会福祉施設等においては、都道府県や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるように努める <p>（リハビリテーション等の実施の際の留意点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ADL維持等の観点から、リハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」を避ける必要

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

	定義	(1)情報共有 ・報告等	(2)消毒 ・清掃等	(3)積極的疫学調 査への協力等	(4)感染者への対応／(5)濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
感染者	医療機関が特定 ・PCR陽性の者	<ul style="list-style-type: none"> 利用者等に発生した場合、速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 指定権者、家族等に報告 主治医及び居宅介護支援事業所に報告 	<ul style="list-style-type: none"> 居室及び利用した共用スペースを消毒・清掃。手袋を着用し、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等 保健所の指示がある場合は指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力 可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報を提供 	<ul style="list-style-type: none"> 原則入院（症状等によっては自治体の判断に従う） 	<ul style="list-style-type: none"> 原則入院。高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者については症状等によっては自治体の判断
感染が疑われる者	施設等が判断 <ul style="list-style-type: none"> 風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続いている者又は強いだるさや息苦しきがある者、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者 ※PCR陽性等診断が確定前の者 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者等に発生した場合、「相談センター」に電話連絡し、指示を受ける 速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 指定権者、家族等に報告 主治医及び居宅介護支援事業所に報告 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の指示がある場合は指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者等に発生した場合、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者を特定 特定した利用者について居宅介護支援事業所に報告 	<ul style="list-style-type: none"> 「相談センター」に電話連絡し、指示を受ける 	
濃厚接触者	保健所が特定 <ul style="list-style-type: none"> 感染者と同室・長時間接触 感染者の気道分泌液等に直接接触 	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 自宅待機を行い、保健所の指示に従う 職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅待機を行い、保健所の指示に従う。居宅介護支援事業所は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保
感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者	施設等が特定 <ul style="list-style-type: none"> 「感染が疑われる者」と同室・長時間接触 「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触 	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。復帰時期については上欄と同じ 発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応 	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応

新型コロナウイルス感染症に係る 通所介護事業所のサービス継続支援

感染拡大防止のため、休業要請の有無によらず以下の特例の活用が可能

①ご自宅への訪問によるサービス提供

・利用者のご自宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合、報酬算定が可能です。

※提供時間が短時間の場合でも、最短時間の報酬区分（2時間以上3時間未満）で算定できます

・1日に複数回訪問した場合は、複数回の算定が可能です。（ケアプランに位置付けられた提供時間に相当する報酬が上限となります。）

②電話による安否確認等

・電話による安否確認等を行った場合も、報酬算定が可能です。（報酬区分は①と同じです）

※安否確認等：健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合

・休業要請を受けている場合は、1日2回、休業要請を受けていない場合は1日1回まで算定が可能です。（営業を続けている場合も含む）

③サービス提供時間の短縮

・提供時間を短縮し、最低限必要なサービスを行った結果、提供時間が最も短い報酬区分で定められた時間を下回った場合でも、最短時間の報酬区分を算定可能です。

④サービス提供場所の変更

・他の事業所や公民館等の場所を使用して、指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合も、サービス提供時間等に応じ、報酬算定が可能です。



※ これらの特例は、利用者の同意を得た上で活用いただくこととなりますが、その際、

① 事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の開催を行わないこと

② サービス提供前に説明を行い同意を得ている場合は、ケアプランの見直しや文書による同意はサービス提供後に行うこと

が可能です。

※ この他、人員配置基準や各種加算について、柔軟な取扱いを可能としています。
(下記URL参照)

ご参考

○ 「「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ」において、これまで事務連絡でお示ししてきた特例の一覧を掲載しています。（随時更新）

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>)

○ 独立行政法人福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した介護事業所に対して、無利子・無担保の資金融資による経営支援を行っています。

(<https://www.wam.go.jp/>)